

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要
 があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先 0154-32-0701

令和8年5月29日現在

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メ ートル)	買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類					借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 賃付料等 (※6)	事務所等	担当	電話番号	備考 (※7)
					前 回 入 札 時 の 最 低 売 却 価 格 (円)	前 回 入 札 の 公 示 日	一 時 賃 付 け (※2)	3 年 を 超 え る 賃 付 け (※3)	事 業 用 定 期 借 地 権 の 設 定 に よ る 賃 付 け (※4)	一 般 定 期 借 地 権 の 設 定 に よ る 賃 付 け (※5)								
					○	○	○	○	○	○								
1	釧路市 桂窓207番86	原野	5,202.17	×	—	—	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
2	釧路市 知人町167番4、191番	雑種地 宅地	10,139.02	○	31,900,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
3	釧路市 千歳町58番11、同番12	宅地	4,071.66	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	建物有 無道路地 一部一時賃付け (R9.3.31まで)	
4	釧路市 南大通5丁目4番16、46番 16	宅地	39.68	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
5	根室市 光洋町2丁目27番8、28番 3、32番	雑種地	12,567.49	○	23,900,000	R2.7.30	○	○	○	○	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
6	根室市 花咲港411番1	宅地	294.73	○	716,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
7	根室市 花咲港485番、518番	宅地 雑種地	525.88	○	1,080,000	R5.11.10	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
8	釧路市釧路町 東隣西3丁目7番5	宅地	915.43	×	—	—	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
9	厚岸郡厚岸町 港町4丁目40番	宅地	1,331.61	○	5,870,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
10	厚岸郡浜中町 浜中桜東7番1	宅地	2,380.08	○	3,240,000	R6.11.8	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
11	川上郡標茶町 旭3丁目2番2	宅地	1,792.95	○	2,010,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	建物有 先着順売却物件	
12	川上郡弟子屈町 朝日2丁目126番14、同番 15、同番16	宅地	1,977.37	○	3,300,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
13	川上郡弟子屈町 中央1丁目117番9、1004番	宅地	844.27	○	2,750,000	R6.11.8	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
14	阿寒郡鶴居村 宇宮権10番3	山林	178,194.81	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
15	白糠郡白糠町 麻路宮下6丁目1番16	宅地	198.41	×	—	—	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
16	白糠郡白糠町 麻路宮下6丁目2番20	宅地	279.45	×	—	—	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
17	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番2、2番 25、2番36	宅地	1,406.73	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り		
18	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番26	宅地	438.55	○	855,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
19	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番27	宅地	572.13	○	1,350,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
20	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番28	宅地	493.52	○	995,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
21	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番31	宅地	554.00	○	840,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
22	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番32	宅地	307.15	○	546,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
23	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番33	宅地	355.65	○	372,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	
24	白糠郡白糠町 西4条北1丁目2番34	宅地	460.09	○	365,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ 先の通り	先着順売却物件	

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望						事務所等	担当	電話番号	備考 (※7)		
				買受参考価格(※1)		貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 受付期間					借受参考 貸付料等 (※6)	
				前回入札時 の最低売却 価格(円)	前回入札の 公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
25	樺津郡樺津町 宇川北二条通14番1	宅地	803.86	○	1,700,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	釧路	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、 「貸付けの種類」、 「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

(※7) 「建物有」と表記のある物件は、原則、建物敷地以外の貸付けとなります。